

介護保険制度の改善を求める要望書

介護保険制度は2000年の制度開始後、サービスの削減や負担増を図る制度の見直しが繰り返されてきました。昨年の10月からは在宅生活を支える基本サービスである生活援助について、国が定めた利用回数を超えた場合にケアプランを届け出ることが義務づけられ、利用抑制につながりかねません。また、総合事業ではサービスの単価が低く設定され、すべての区内事業者が実施していないなど利用者に新たな困難が生じています。

一方で介護保険料は右肩上がりに増え続けており、「保険あって介護なし」の事態がますます広がっています。本人非課税標準保険料で、制度開始時の3.8倍に膨れ上がり、利用料の引き上げや補足給付の対象要件見直しで必要な介護を利用できない状況が広がっています。また現在の介護報酬額では事業者が抱える経営困難を打開できず、介護従事者の給与も低いまま推移しているために、介護現場の人手不足は深刻さを増しています。こうした中、政府はさらに、ケアプランの有料化、要介護1、2の軽度者の生活支援も保険給付から自治体独自の総合事業へ移行させるなど、新たな見直しに着手しようとしています。サービスの削減・負担増を先行させる見直しでは、利用者・家族の生活を守り、支えることはできません。家族介護、老老介護、認認介護はますます深刻さを増し、政府が掲げる「介護離職ゼロ」方針にも逆行します。高齢化がいつそう進展していく中、経済的な心配をすることなく、必要なサービスが必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者・区民の願いです。同時に、介護従事者が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければなりません。

以下、要望いたします。

< 要望項目 >

- 1 生活援助や総合事業など、必要なときに必要なサービスを受けられるよう制度の抜本的な見直しを国に求めること。
- 2 介護保険料を引き上げないこと。
- 3 介護保険料の独自軽減制度の拡充を図ること。
- 4 利用料や施設入所費など区独自での負担軽減を図ること。
- 5 介護従事者の賃金・労働条件の大幅改善を国に求め、区としても実効性のある確保対策、人材育成事業を実施すること。

名 前	住 所

提出者